

【R 6 年度 1 年生】

「就学支援金(4 月～6 月)」申請結果と 今後のお手続きについて

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

入学時にお手続きいただきました「就学支援金（4 月～6 月）」の申請結果と、授業料無償化に伴う、今後のお手続きについて、必要書類等をお子様経由で配布しておりますので、ご確認ください。

① 就学支援金（4 月～6 月）が「認定」だった

→7 月～翌 6 月について自動判定となります

(1) 7 月～翌 6 月が「認定」となった…今後の手続きは不要です

(2) 7 月～翌 6 月が「不認定」となった…7 月～3 月分までの授業料の減免申請手続きが必要です

② 就学支援金（4 月～6 月）が「不認定」だった

→4 月からの授業料について「授業料通信教育受講料減免申請書」の提出と、

第 2 回就学支援金（7 月～翌 6 月）のオンライン申請手続きが必要です

※ 7 月 5 日（金）現在、第 1 回就学支援金の判定結果が出ていない方には、結果がわかり次第、手続き方法等について改めてご案内いたします

東京都立大泉高等学校
経営企画室（担当：有働）
TEL：03-3924-0318